

2009年9月1日

国際会計基準審議会 御中

全国銀行協会

国際会計基準審議会 (IASB) 「情報提供の要請」
(金融資産の減損) に対する意見について

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、国際会計基準審議会 (IASB) が検討している Expected Loss Model に対する意見を以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

本件の検討に当り、我々は以下の意見がさらなる作業の助けとなることを期待する。

質問 1

このアプローチは、明確に定義されるか。もしそうでなければ、どのような追加的なガイダンスが必要か、およびその理由。

1. このアプローチの基本的な考え方は明快であるが、予想キャッシュ・フローの見積方法を含む具体的な計算方法については必ずしも明確に定義されているとは考えられない。例えば、IASB 資料では、すべての回収キャッシュ・フローが具体的に予測できる事例となっており、その前提で、default rate per annum を使って回収キャッシュ・フローを調整しているが、default rate per annum を、実務上はどのように定義・算定すべきかについては、示されていない。

財務諸表の客観性と比較可能性を担保するために、予想キャッシュ・フローの見積方法について、次の事項を含めて十分なガイドラインを提供することが必要である。

- (1) IASB の資料では、default rate per annum を算出する前提となっているが、default rate per annum を分解すると、デフォルト確率 (PD) とデフォルト時回収率 (LGD) に分解される。このうち、PD については、実務上、デフォルトの定義を定める必要がある。なお、PD の算出定義は LGD と整合的であれば問題はないと考えられる。
- (2) 貸出金については担保を取得している場合が多く、LGD の決定に当

って、これらによる回収をどのように見積もるかを検討する必要がある。

また、後述の通り、このアプローチを適用する場合の負荷は非常に重い。費用対効果の観点を中心に考慮のうえ、簡素化を企図した具体的な計算事例を含むガイドラインの提供を強く希望する。計算事例については、可能な限り多くの代替的手法が示されていることが望ましい。

なお、バーゼルⅡ採用銀行においては、すでにデータの蓄積が進められていることに鑑みれば、整合性および費用面から、同一データを利用することも認められるべきである。

質問 2

このアプローチは、運用可能か（operational）（つまり、過度の費用を伴わずに適用できるか）、およびその理由。否定する場合、あなたはどのような方法でこのアプローチを運用可能にするか。

2. このアプローチは、システム面および事務態勢の両面での負担が大きく、operational ではない。Expected Loss Model を適用するためには、将来の予測が必要となるが、その根拠を一定の過去のデータの蓄積に求めざるを得ず、現時点で導入すべき対象企業の全てに必要なデータが蓄積されているかは疑問である。（バーゼルⅡ採用銀行においても、バーゼルⅡベースの PD、LGD の蓄積があるにすぎない。）
3. 本邦の銀行では、債務者毎の管理が一般的であるため、このアプローチを債務者毎に適用するためには、顧客取引管理のための約定管理システムとは別のシステムを本アプローチのためだけに構築しなければならない。なぜなら、Expected Loss Model で損失を見積もったとしても、法的に顧客に対する請求権が消滅するわけではなく、他の目的には転用できないからである。加えて、当該別システムと約定管理システムとのインターフェイスを構築する必要もある。

質問 3

このアプローチを適用する際、発生する費用の大きさ（magnitude）は、初期費用とランニング・コストでそれぞれいくらかかるか。このアプローチの適用により求められるシステムその他手続の変更の内容はどのようなものか。仮にこの提案がなされるなら、このようなアプローチの実施に必要とされる準備期間はどのぐらいか。

4. 初期費用やランニング・コスト、および準備期間ともに現時点で具体的な見積りは不可能であるが、莫大なコストおよび相当に長期の準備期間を要する

ことが見込まれる。

5. 下記の事項を勘案すると、バーゼルⅡの導入時における負荷を大幅に上回る可能性が高いと考えられる。

(1) 日本の銀行は、一般的に、貸出金の帳簿価額を契約上の元本残高にもとづいて管理しており、現状、国際財務報告基準（IFRS）に規定している償却原価法を採用していない。したがって、現行のIFRSにもとづき、すでに償却原価法を導入している欧州の銀行と比べ、対応負荷は格段に重いと考えられる。

(2) 実効金利にもとづき金利収益を認識するシステムに加えて、予想キャッシュ・フローを見積もるシステムの構築が必要となる。勘定系・情報系両システムの大規模な開発を行うことになり、対応負荷が甚大である。準備期間は、最低でも5年を要することが想定される。

(3) 予想キャッシュ・フローを見積もるために、自らの推計にもとづいた予想損失内部モデルの構築を行うことが必要となる。バーゼルⅡ採用行においても、バーゼルⅡにもとづいたPD、LGDパラメータのみでは対応できないため、パラメータのデータ蓄積と利用可能なデータにもとづく算定手法の開発が必要である。

(4) 貸借対照表、損益計算書作成の根本的なロジックが変更されるため、営業店事務フローの変更、管理会計の見直し、リスク管理手法の変更等、影響は広範囲に及ぶ。

質問4

あなたは、このアプローチを変動金利商品にどのように適用するか、およびその理由。

6. 変動金利の計算方法については、複数の方法が提示されているが、いずれの方法とするかは、財務諸表作成者の裁量とすべきである。

質問5

金融資産のポートフォリオに対し、以前、集合的に減損の査定を行い、その後、そのポートフォリオの特定の資産の減損を認識した場合、あなたはどのようにこのアプローチを適用するか。特に、次の事項に同意するか。

(a) 集合的な査定から個々の（資産の）査定に変更することは、要求されるべきか。もし、そうならば、その変更を実施する理由およびどのような方法で実施するか。

(b) 集合的なアプローチは、該当する資産に対して継続的に適用されるべきか（それらの資産に対する損失は特定されているか）、およびその理由。

7. 信用状態が悪化した貸出債権を個別管理とするかどうかは、各国の金融行政の要請等も踏まえてリスク管理上の観点で判断すべきものであり、会計基準上は財務諸表作成者の裁量とすることが妥当と考える。
8. 集合的に評価していた貸出金の一部について、債務者の信用状態が悪化した場合、当該貸出金は個別に管理されることが想定されており、毎期、予想キャッシュ・フローの見直しを行う際には、このような債権は個別の見積りを行うことになると思う。したがって、集合的評価を継続するとしても、当該債権の予想キャッシュ・フローについては別途計算したうえで、合算するといったプロセスになると思われる。

質問 6

このアプローチを実施する際の課題に取り組むために、このアプローチを簡素化すべき事項として何が考慮されるべきか。あなたが提案する簡素化は、どのような課題に取り組むべきか。それらは、上述したモデルと整合的か、あるいは近似しているか。

9. 減損処理については、予想キャッシュ・フロー・アプローチの簡素化の検討だけでなく、現行の国際会計基準 (IAS) 第 39 号における **Incurred Loss Model** を改善することを併せて検討すべきと考える。例えば、貸倒引当金は、過去の統計的な経験値から推定されるが、これに将来のデータを織り込んで **Forward Looking** な引当を行うことにより、現行モデルの問題点を解決する方法を検討する余地があると考えられる。

以 上